

カートリ利用規約

第1章 総則

第1条（目的）

この規約（以下「本規約」という。）は、カーベース株式会社（以下「当社」という。）が提供する中古車買取サービス「カートリ」（以下「本サービス」という。）に関して、本サービスを利用する利用者が遵守すべき事項及び当社との権利義務関係を定めるものである。

第2条（改定）

1. 当社は、諸般の事情により本規約を改定する必要があると認めた場合は、随時かつ任意にこれを改定することができるものとし、この場合、予め適用実施日を定めた上、改定内容を利用者に告知するものとする。
2. 改定後の本規約は、その適用実施日以降の本サービスについて適用されるものとし、それより前の本サービスについては従前の例によるものとする。
3. 利用者が、改定後の本規約について、その適用実施日以降に本サービスを利用した場合には、これをもって改定内容に同意したものとする。

第3条（定義）

1. 「利用者」とは、本サービスによって車両の査定の申込みを行った者とする。

第4条（個人情報の取り扱い）

当社は、利用者から当社に対して開示された利用者の個人情報について、当社が別途定める個人情報保護方針に従って取扱うものとする。

第5条（免責及び補償）

1. 当社は、本サービスを現状のまま提供するものであり、当社は、明示又は黙示を問わず、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、利用者の期待する正確性、有用性、真実性、商品性、目的適合性等を有すること、及び法令等に適合すること等について、何ら保証するものではない。
2. 当社は、利用者のいかなる情報も保存する義務を負わない。
3. 当社は、本サービスと連携する外部サービスの提供者である第三者が提供するサービス、情報、個人情報の管理等について一切の責任を負わない。
4. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する事由により利用者が被った損害について、賠償責任を負わないものとする。
 - (1) ホストコンピューター、これに付随する全てのハードウェア及びソフトウェアの故障等の原因により発生する損害。
 - (2) 通信機器又は通信回線等の機器のトラブル等による送信データの変化、又は消滅による損害。
 - (3) システム又は端末に起因する事故による損害。

- (4) 利用者の操作ミス等と想定される原因により発生する損害。
 - (5) 天変地異、落雷、火災、異常電流その他の不可抗力に起因する損害。
 - (6) 売却車両の所在地内において、売却車両に不測の故障、破損等が発生した場合の損害。
5. いかなる場合であっても本サービス又は本規約に関連して利用者に損害が生じた場合であって、当社が利用者に対し契約上又は不法行為上その他理由の如何を問わず責任を負う場合における当社の責任の総額は、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、かかる損害を引き起こした事由に関連して当社が利用者に支払った金銭の合計金額を超えないものとし、また、特別損害、付随的損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとする。
6. 利用者は、利用者の本規約に反する行為に関連して当社又はその関係者が損失、支出、損害、債務等（合理的な弁護士費用及び裁判費用を含む。）を負担した場合、その一切について、補償するものとする。

第6条（禁止行為）

利用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 利用者が本サービス利用時に虚偽の入力をする行為およびそれらのおそれのある行為
- (2) 本サービスにおける情報を、本規約で明示的に認められる場合又は別途当社が認める場合を除き、車両の売却の目的以外に利用、利用者以外の者へ開示、複製、販売又は出版する行為
- (3) 本規約で定める条項に違反すること。
- (4) 法令等に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (5) 当社又は第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (6) 当社又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (7) 当社又は第三者を誹謗中傷する行為
- (8) 当社又は第三者に対して不利益、損害、不快感等を与える行為
- (9) 公序良俗に反する行為
- (10) 反社会的活動に関する行為、又は反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びその密接交際者その他の反社会勢力をいい、以下同様とする。）に対する利益供与
- (11) 第三者に成りすます行為、自分と他人又は団体との関係を不正表示する行為、自分の身元を隠し又は隠そうと試みる行為
- (12) 個人を特定できる情報（ログイン ID を含む。）を、本サービスを通じて収集する又は獲得する行為
- (13) 本サービスの平穏な運営若しくは進行を妨害し、又は当社の信用を毀損する行為若しくはそのおそれのある行為
- (14) 本サービスの一部を複製、頒布又は開示する行為
- (15) 当社のネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為

- (16) 当社のネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし又は不正なアクセスを試みる行為
- (17) 本サービス又はアプリに関連するプログラムを変更、削除、逆コンパイル、逆アセンブル若しくはリバースエンジニアリングする行為
- (18) 本サービスのシステムの一貫性や安全性を妨害し若しくは損なう行為、又は本サービスを実行しているサーバへの発信又は当該サーバからの発信を解読することを試みる行為
- (19) 無効なデータ、ウイルス、ワーム、又はその他のソフトウェアエージェントを、本サービスを通じてアップロードする行為
- (20) 本規約において明示的に認められる場合又は別途当社が認める場合を除き、本サービスを商業目的、又は第三者に利益を与える目的で利用する行為
- (21) 当社の競合他社にとって有用な行為又は有用と考えられる行為
- (22) その他当社が不適切と判断する行為

第7条（利用者条件）

利用者が、以下のいずれかに該当する場合には、本サービスをご利用いただくことができないものとさせていただきます。また、当社は随時以下の利用者条件に合致しているか確認をすることができ、利用者が本サービスの利用中に以下各号の一に該当する事実や疑いがあると当社が判断した場合には、事前に通知することなく本サービスの利用停止、個別契約の解除その他適当な措置（以下「適当な措置」という）をとることができるものとします。

1. 当社との連絡手段として電話番号、メールアドレス等、本サービス利用の際に必要な情報を提供していただけない方
2. 当社との連絡手段として提供していただいた電子メールアドレスについて、ドメイン指定受信等のフィルタを設定されており、当社から送信される電子メールを受信できない方
3. 当社との直接の契約者以外の方で（代行にて本サービスを利用する方など）、本サービスのご利用について、実際の契約者の同意を得ていない方
4. 利用者が実在しない
5. 古物営業法に基づく、当社が指定する本人確認手段が取れない方
6. 本サービスに基づく当社が指定する名義書換、抹消登録手続きに必要な書類をご提出できない方
7. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。）に該当する方、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為をされた方。なお、本号に該当する場合、当社は、当該利用者との本サービスを含む、一切のサービスの利用停止、その他本サービスに付随する各種契約の解除、もしくは損害賠償請求等必要な措置（法的措置を含みます）を取ることができるものとします。
8. 本サービス利用の際の入力事項に、虚偽の申告又は記載、誤記、または入力漏れがあった方

9. 第6条の禁止行為に違反した方
10. 前各号の他、合理的な理由に基づいて利用者として不適当であるといえるとき

第2章 査定申込

第8条（査定申込）

1. 利用者は、無償で本サービスにおいて車両を査定申し込みをすることができる。
2. 車両の査定を希望する利用者は、当社が別途定める方法にて、査定の申込み及び査定車両等の必要事項の記入を行うこととする。
3. 未成年者が車両の査定を希望する場合には、法定代理人の同意を得た上で前項の申込みを行うものとする。未成年者が査定の申込みを行った時点で、本規約への同意及び当社と利用者との本サービスの利用に関する契約（以下「本利用契約」という。）の締結について、法定代理人の同意があったものとみなす。本規約の同意時に未成年であった利用者が成年に達した後に本サービスを利用した場合、当該利用者は、本サービスに関する一切の法律行為を追認したとみなされる。
4. 第三者の代理で売却する場合等、所有権が自己にない車両を売却しようとする場合には、利用者は申込情報に加えて、当該車両の所有者の氏名、所有者との関係が証明できるもの、売却を承諾する委任状など、当社所定の情報又は書類を提供しなければならないものとする。当社は、利用者により提供された情報を審査の上、利用者が所有権を有しない車両の売却を認めない場合がある。
5. 申込情報に変更が生じた場合には、利用者は当社に連絡しなければならない。申込情報等に不備や誤りがあり、利用者が被る不利益に当社は一切の責任を負わない。

第9条（車両情報提供と表明保証）

1. 利用者は、査定する車両の車種、車名、車歴、仕様、品質、瑕疵の程度、ローンの状況等、売却する車両に関する情報を当社に提供する場合には、査定時において当該情報が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
2. 利用者は、虚偽の記入、申告漏れ、誤記入その他申込みによって生ずる全ての問題について責任を負わなければならない。

第10条（車両基準）

1. 利用者が本サービスにて売却する車両は、次項の基準に適合したものとする。ただし、当社が売却を明示的に認めた車両についてはこの限りではない。
2. 利用者は、本サービスにて出品した車両が以下の基準に適合したものであることを表明し、保証する。
 - (1) 負担のない完全な所有権の移転が可能な車両であること（盗難など取得又は保有に至る過程に違法行為が介在していないこと、かつ、差押え、担保権の設定、所有者における破産手続の開始その他権利の制限を受けていないこと。）。
 - (2) 車両の重要部品が不足していないこと。
 - (3) 接合車（当社が判断したもの）でないこと。

- (4) 譲渡書類が完備していること。
 - (5) 事業用ナンバー付でないこと。
 - (6) 盗難車等の法令違反となる車両又はその恐れがある車両でないこと。
3. 本条第 1 項の条件を満たしていない場合、当社の判断により査定若しくは売却を断る又は取り消すことができるものとする。当社は、かかる判断の理由を何人に対しても開示する義務はなく、利用者はかかる当社の判断に関して如何なる意味でも損害賠償を請求できないものとする。
4. 本条第 1 項の条件を満たしている場合であっても当社の判断により査定若しくは売却を断る場合がある。当社は、かかる判断の理由を何人に対しても開示する義務はなく、利用者はかかる当社の判断に関して如何なる意味でも損害賠償を請求できないものとする。

第 11 条（査定金額）

当社が利用者に対して提示する車両の査定金額には、車両価格のほか、消費税、引き渡し予定日に応じた自動車税未経過分相当額、リサイクル預託金を含む。当社は、何人からも査定金額に対しての問い合わせ等は一切受け付けないものとする。

第 3 章 車両の売買契約

第 12 条（売買契約の成立）

1. 当社が利用者より売買契約締結の意思表示を受領した時点で取引車両の売買契約が成立するものとする。
2. 売買契約が成約したことにより利用者が負担する手数料は発生しない。

第 13 条（キャンセル）

1. 車両の売買契約を解除する場合、契約解除に伴う手数料として金 3 万円(税別)を負担するものとする。
2. 売買契約が取消し又は解除となった場合には、当社は、状況に応じて、返金請求、対象車両の返品手続を行う。これらの手続にかかる経費はすべて利用者負担とする。

第 14 条（売買契約の取消）

1. 当社は、売却車両の売買契約成立後、利用者が自ら指定する引渡希望日に車両を引き渡さない場合、別途当社が指定する期日までに売却車両に関する譲渡書類を引き渡さない場合、利用者が本規約に違反した場合、その他当社が取引不適当と判断した場合には、成立した売買契約を取り消すことができるものとする。
2. 前項の定めに基づき当社が売買契約を取り消した場合、利用者は、当社に対して、違約金として金 3 万円(税別)を支払わなければならない。
3. 売買契約が取消し又は解除となった場合には、当社は、状況に応じて、返金請求、対象車両の返品手続を行う。これらの手続にかかる経費はすべて利用者負担とする。

4. 売買契約解除の原因が利用者の故意又は過失による場合、当社は、これにより当社に生じた損害や不利益について当該利用者に対し損害賠償請求を行う場合があります。

第 15 条（車両等の引き渡し）

1. 第 12 条の売買契約成立後、利用者は、自ら指定する引渡希望日を当社に対して通知の上、当該引渡希望日において、別途当社が指定する方法により、車両を引き渡さなければならない。
2. 利用者は、引渡希望日において車両を当社若しくは当社の指定する陸送会社に引き渡せない場合、ペナルティとして当社に対して金 3 万円（税別）を支払わなければならない。

第 16 条（車両残留物の取扱い）

利用者は、売却する車両内の私物等の残留物を車両の引渡しまでの間に処分するものとします。なお、車両引渡し後に車両内に残っている私物等は利用者の所有物とみなした上、利用者がその所有権を放棄したものとみなします。この場合利用者に事前の連絡をすることなく当社がその裁量において自由に処分できるものとします。

利用者は、前項の処分によりかかった費用を負担するものとします。なお、前項の私物等が第三者のものであった場合、当社と第三者との間で紛争が発生する疑いや可能性がある或いは発生した場合には、利用者が自己の責任と費用で終局的に解決を図るものとします。

第 17 条（必要書類の提出）

1. 利用者は、当社との車両売買契約にあたり古物営業法並びに名義書換等で必要となる書類等（車検証、運転免許証のコピー、印鑑登録証明書、委任状、譲渡証明書（普通自動車の場合）、申請依頼書（軽自動車）自動車賠償責任保険証、納税証明書、リサイクル券、ナンバープレートその他当社が別途指定するものでこれに限られない）を提出するものとします。
2. 利用者は、当該書類について、別途当社が指定する期日までに、当社所定の手続に従って当社へ発送しなければなりません。

第 4 章 車両代金等の決済

第 18 条（成約車両代金等の支払い）

1. 当社は、利用者に対する成約車両代金等の支払について、利用者が売却車両の全ての譲渡書類を当社に提出し、当社でその確認完了した日、及び、成約車両の引き取りが完了した日の翌営業日に、利用者に対して売却車両代金等の支払手続きを開始するものとする。売却車両代金等の支払いは、開始日を起点とし 7 営業日で完了するものとする。
2. 当社は利用者の指定する金融機関の口座に売却車両代金等を振り込む方法により支払うものとするが、当該振込先の金融機関の口座は、売却車両の所有者名義の口座に限るものとする。なお、利用者が所有者名義以外の口座への支払いを求める場合、利用者は、当社に対して、当社所定の書類を提出しなければならない。

3. 利用者は、売却車両代金等が当該車両の所有権の購入に関する債務のうち支払いが完了していない残額に満たない場合、当社の請求に基づき、その差額分を当社の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は利用者の負担とする。

第 19 条（相殺）

利用者が当社に対して本サービスにおける取引に伴う債務の支払いを遅延した場合は、当社から利用者に対して支払うべき債務等があったとしても、当社は支払い遅滞にかかる債務と相殺することができる。他方、利用者は、当社に対して負担する債務と本サービスにより生じる債権との相殺をすることはできない。

第 20 条（遅延損害金）

利用者が当社に対して負担する債務の支払いを怠ったときは、利用者は、未払債務元本に対し年利 15%の割合による遅延損害金を付加して当社に対して支払うものとする。

第 21 条（自動車税相当額の取扱）

1. 利用者は、売却車両の引渡日の属する月の末日までの自動車税相当額として、当社が別途算定する月割り額を負担するものとする。なお、売却車両が軽自動車の場合、利用者は、売却車両の引渡日の属する年度の年度末までの額を負担するものとする。
2. 前項の月割り額は当社の定める金額であり、個別の税金金額を確定するものではない。利用者は、月割り金額と実際の税金の金額に差異がある場合でも、その差異は車両価格内に含まれるものとし、精算を行わないことを予め承諾するものとする。
3. 売却車両の名義変更が 4 月又は 5 月となる取引の場合、利用者は本人宛てに届いた自動車税の納付書を、自らに到着後 10 日以内に当社へ送るものとする。その際、当該納付書に係る自動車税の支払いは行わないものとし、当社が利用者から納付書を受理した後に、代理で自動車税を納付することにつき予め承諾するものとする。但し、売却車両の引取予定日が 4 月又は 5 月となる場合は利用者が自動車税を納付するものとする。

第 22 条（期限の利益の喪失）

利用者は、以下の各号のいずれかに該当した場合、当該利用者が当社に対して負担する全ての債務につき、当然に期限の利益を喪失するものとする。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 当社に対して負担する債務の履行を 1 つでも怠ったとき。
- (3) 利用者に関し、破産、個人再生、民事再生、会社更生その他これらに類する手続の開始申立てがなされたとき。
- (4) 利用者が振出した又は裏書した手形、小切手が不渡りとなったとき又はその他一般の支払を停止したとき。
- (5) 利用者の債権、資産に対して、他より仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき。
- (6) 第 7 条各号のいずれかに該当する事実が存するとき。

第 23 条（振込手数料及び送付費用の負担）

1. 利用者から当社に対する支払、又は当社から利用者に対する支払の際の振込手数料は、送金者が負担する。
2. 書類等を送付する場合の費用は、送付者が負担する。

第 5 章 クレーム・契約解除

第 24 条（売却車両の状態に関するクレーム）

1. 利用者は、売却車両の引渡し時において、売却車両の状態が以下のように当社に提供した際の状態と大きく異なる場合、当社より次項に定める措置を求められることにあらかじめ了承するものとする。
2. 前項各号の事由に該当すると当社が判断した場合、以下の措置を取るものとする。
 - (1) 利用者の責に帰すべき事由
 - (a) 代金減額（減額すべき額は、当社と利用者が協議の上決定する。）
 - (b) 利用者の費用負担による瑕疵の修補（修補可能な場合に限る。）
 - (c) 当該車両に関する売買契約の解除
 - (2) 当社の責に帰すべき事由
 - (a) 代金減額（減額すべき額は、当社と利用者が協議の上決定する。）
 - (b) 当該車両に関する売買契約の解除
 - (3) 前二号以外の場合
 - (a) 代金減額（減額すべき額は、当社と利用者が協議の上決定する。）
 - (b) 当該車両に関する売買契約の解除

第 6 章 車両損害等

第 25 条（天災、地変等による車両損害）

天災、地変その他利用者の責に帰すことのできない事由によって、本サービス利用中の車両に、故障その他の損害が生じた場合、車両所在地からの引き取りがなされる前は利用者が、その損害及び危険を負担する。

第 26 条（盗難事故と損害）

本サービス利用中の車両に盗難事故や損害が発生した場合、車両所在地からの引き取りがなされる前は利用者が、その損害及び危険を負担する。

第 7 章 その他

第 27 条（準拠法及び合意管轄）

本サービス及び本規約等の解釈及び運用は日本法に準拠するものとする。会員と当社との間に紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所及び名古屋簡易裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに当事者双方は合意するものとする。

附則

本規約は、令和 6 年 5 月 12 日以降の本サービスの利用について適用されるものとする。